

LANの会では、一級・二級建築士をはじめ、宅地建物取引主任・土地家屋調査士・インテリアコーディネーター等の建築に携わる女性メンバーたちが、社会活動の一環として、定期的に無料相談会を行っています。

女性のための住まいづくり相談会

まいてみらん
LANば

場所： 事務局へお尋ね下さい

日時： 毎月第2土曜日（8月はお休み）

午後 1：30～4：30



住まいについてお悩みの方は、お気軽にご相談ください。

まいてみらん
LANば



女性のための住まいづくり相談会



(事務局) 長崎市かき道 2-19-19 (有) マツカワ住建内

☎ 095-838-6610

(2007年6月改訂版)

その1 高齢者住宅改修助成

住み慣れた家で、高齢者の方が安全に生活し、介護を行う家族などの負担を軽減するため、住宅改修費用を助成します。介護保険給付の住宅改修の支給を受ける場合は、その金額を控除した金額を助成します。

要件は、日常生活動作(歩行、食事、排泄、着脱衣、入浴など)に支障がある高齢者の方を含む世帯で、前年度の市民税・県民税課税額の合算額が7万円6千円以下の世帯の方です。また、助成金の額は、次の表のとおりです。

世帯区分	助成率	助成限度額
生活保護世帯	3/3	60万円
世帯員の前年分の市民税・県民税課税額の合算額が7万6千円以下の世帯	2/3	40万円

※計算方法：対象となる工事にかかる費用×助成率≦助成限度額
詳しくは、長崎市高齢者すこやか支援課(Tel 829-1146)まで

その2 高齢者・障害者住宅整備資金貸付

一緒に暮らしているお年寄りや障害者の方で、自宅をより住みやすくしたいと考えている方のために、その改造費用を貸付けます。

【貸付対象者】

下記の条件に該当するお年寄り又はお年寄りや障害者と同一の生計をされている方か、障害者本人で自力で住宅の改造等を行うことが困難な20歳以上60歳未満の方

▶ **お年寄り**…60歳以上の高齢者(資金の借入申込書提出の日1年以内に60歳以上となる方を含む)

▶ **障害者**…身体障害者手帳を所持し1級、2級または3級に該当する方や、療育手帳を所持し「A」に該当する方など重度の障害者

貸付内容 限度額 200万円、貸付比率 2.8%

償還期限 10年以内(うち据置期間1年以内)

詳しくは、長崎市社会福祉協議会(Tel 828-1281)まで

その3 介護保険による改修費用の支給

【支給対象となる改修項目】

高齢者のかたが住む住宅の段差の解消、廊下や階段に手すりをつけるといった小規模の改修に対して、その費用が支給されます。

▶改修項目

- ① 手すりの取付け
- ② 段差の解消
- ③ 滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更
- ④ 引き戸等への扉の取替え
- ⑤ その他①～⑤の住宅改修に附帯して必要となる住宅改修

【ご利用方法】

住宅改修をご利用されたい方には、事前に、担当の介護支援専門員(ケアマネージャー)又は長崎市介護保険課へ必ずご相談ください。(長崎市介護保険課 Tel 829-1163)

▶サービス費用(改修費用)

改修費用は要介護度にかかわらず、改修時に住んでいる住居について利用できる上限額は20万円となります。支給額は改修費の9割分です。

(例えば20万円の住宅改修を行い、支給対象工事と認められた場合の支給額は18万円になります。)

なお、被保険者が自分で材料を購入し、本人又は家族などによって住宅改修が行われた場合には、材料費が支給対象となります。

又、以下のような特例があります。

※1 介護度が3段階以上重なった場合には、例外的に、改めて住宅改修費が支給されます。(20万円の9割相当額まで)。この例外は、同一住宅・同一対象者について1回のみ適用されます。

※2 転居した場合には、改めて住宅改修費の支給をうけられます。(20万円の9割相当額まで)

その4 緑化基金補助金

市街化区域の住宅地や、会社の敷地、屋上などに樹木を植える際に、その費用の2分の1を限度として補助する制度があります。また、集会所や広場を緑化するときは、その団体に対して、苗木や花苗などを支給します。

- ▶ 樹木 1本 2万円 限度額 6万円
- ▶ 屋上緑化 1㎡ 1.4万円 限度額 20万円

※新築以外でも利用可能、上記は補助の例。申請の方法や詳しいことは、長崎市みどりの課(Tel 829-1171)まで

その5 生ゴミ処理機等購入費助成制度

長崎市では、生ゴミ処理機や堆肥化容器を購入される市民の方に、購入費の一部(購入額の半額、又は上限2万円まで)を助成しています。

お申込は、長崎市リサイクル推進室(Tel 829-1239)まで

困った時の相談は

■ 自治振興課 (Tel 829 - 1134)

住宅の増改築、修繕、施工業者の紹介など、各種住宅改修の相談に応じています。

相談日…毎月第2水曜日(休日の時は翌日)

相談時間…午後1時～4時

担当者…長崎市住宅相談連絡協議会

■ 長崎市消費者センター(消費生活の相談) (Tel 829 - 1234)

訪問販売や悪質商法などに関するトラブル、商品やサービスに対する疑問など、消費生活に関する相談や苦情は、長崎市消費者センター(メルカつきまち4階)まで